資　料　６

規約に基づく会員の退会について

１．会員資格喪失の可能性がある会員

賛助会員（個人会員）３名

２．経過状況

①Ａ氏

・令和元年８月 23 日、ご家族より昨年会員が死去した旨の連絡あり

②Ｂ氏

・平成 28 年 12 月２日以降、宛先不明により郵送物が返送される

・令和元年７月４日の時点で、協議会名簿に登録されている電話番号が不通

・メールアドレスの登録なし

③Ｃ氏

・平成 29 年６月 29 日以降、宛先不明により郵送物が返送される

・令和元年７月４日の時点で、協議会名簿に登録されている電話番号が不通

・メールアドレスの登録なし

３．横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約（抜粋）

（退会）

第８条

２　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の承認により、会員資格を喪失する。

（１）会員の死亡又は会員である事業者・団体等が消滅・解散した場合

（２）継続して２年以上会員との連絡がとれなかった場合

４．事務局からの提案

規約第８条２項１号（Ａ氏が該当）及び２号（Ｂ氏及びＣ氏が該当）に則り、理事会の承認を以って当該会員については退会とする。